

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和7年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	大分県療育手帳制度要綱に基づき、知的障がいのある人に対し、療育手帳の交付に関する事務を行っている。 大分県療育手帳制度要綱、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①療育手帳の交付申請受付 ②県への進達 ③手帳情報確認 ④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	〇大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会の根拠】 〇番号利用法第19条第9号 【提供の根拠】 提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 福祉保健部 障害福祉課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課
②所属長の役職名	障害福祉課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市 福祉保健部 障害福祉課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉総合システムにて、基本5情報の合致を確認し、入力作業を行っている。加えて、住登外の登録時は福祉総合システム内の宛名番号のみをつけかえし、個人番号の違うものが選択された場合は、つけかえの実行を行ってもエラーになるようシステムに設定がされている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	療育手帳の情報提供ネットワークシステムの情報連携は療育手帳発行機関が行っている。福祉総合システムにおいて、担当業務に必要な範囲のみ扱えるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当外業務に関する特定個人情報の紐付けは行えない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	所属長	障害福祉課長 原田 耕一 情報政策課長 佐藤 善信	障害福祉課長 情報政策課長	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和6年9月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	大分県療育手帳制度要綱に基づき、知的障がいのある人に対し、療育手帳の交付に関する事務を行っている。 大分県療育手帳制度要綱、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①療育手帳の交付申請受付 ②県への進達 ③手帳情報確認 ④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会	大分県療育手帳制度要綱に基づき、知的障がいのある人に対し、療育手帳の交付に関する事務を行っている。 大分県療育手帳制度要綱、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①療育手帳の交付申請受付 ②県への進達 ③手帳情報確認 ④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会	事後	
令和6年9月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第2項	○大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の4の項	事後	
令和6年9月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【照会の根拠】 ○番号利用法第19条第9号 【提供の根拠】 提供は行わない	事後	
令和6年9月30日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	
令和7年9月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大分市 福祉保健部 障害福祉課 企画部 情報政策課	大分市 福祉保健部 障害福祉課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	事後	
令和7年9月2日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	